

第157期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2021年6月24日(木曜日) 午前10時

開催場所

石川県加賀市山中温泉上原町ルの3
当社山中工場

書面またはインターネットによる議決権行使期限
2021年6月23日(水曜日) 午後5時30分まで

目次

・第157期 定時株主総会招集ご通知	1
・株主総会参考書類	5
第1号議案 剰余金の処分の件	5
第2号議案 取締役(監査等委員であるものを除く。) 6名選任の件	6
・事業報告	15
・連結計算書類	28
・計算書類	31
・監査報告書	34

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、株主様の安全を第一に考え、本年の株主総会の開催方針を以下のとおりといたしたく存じます。

- 感染拡大防止の観点から、本年は株主総会当日にご来場なさらずとも、書面またはインターネットによる事前の議決権行使をご推奨申し上げます。
- ご高齢や基礎疾患のある株主様、妊娠中の株主様および咳や熱などで体調のすぐれない株主様は、特に慎重なご判断をお願い申し上げます。
- ご来場の株主様におかれましては、マスクを着用いただき、会場設置のアルコール消毒液の噴霧にご協力をお願い申し上げます。
- 株主総会に出席する取締役および運営スタッフは、マスクを着用して対応させていただきます。
- 株主総会開催上の注意事項やお願い事項の詳細につきましては、当社ウェブサイトに掲載いたしますので、ご確認をお願いいたします。

株主総会ご出席株主様へのお土産の用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

新家工業株式会社

証券コード7305

証券コード7305
2021年6月4日

株 主 各 位

大阪市中央区南船場二丁目12番12号

新家工業株式会社

取締役社長 井 上 智 司

第157期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第157期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から株主様におかれましては、ご自身の健康状況にご留意のうえ、株主総会への来場の要否をご判断いただきますようお願い申し上げます。

ご出席に代えて、書面またはインターネットによる議決権を事前に行使することができますのでお手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討いただき、次頁のご案内にしたがって2021年6月23日（水）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月24日（木曜日）午前10時
2. 場 所 石川県加賀市山中温泉上原町の3 当社山中工場
3. 会議の目的事項
報 告 事 項

1. 第157期（2020年4月1日から
2021年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに
会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第157期（2020年4月1日から
2021年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役(監査等委員であるものを除く。)6名選任の件

以 上

議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主のみなさまの重要な権利です。後記の株主総会参考書類（5頁から14頁まで）をご検討のうえ、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使には以下の3つの方法がございます。

1. 株主総会にご出席される場合



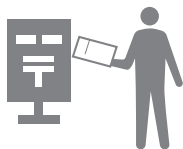
同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時 2021年6月24日（木曜日）午前10時

会場 当社山中工場

末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照ください。

2. 郵送で議決権をご行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご返送ください。

行使期限 2021年6月23日（水曜日）午後5時30分到着分まで

3. インターネットで議決権をご行使される場合



議決権行使ウェブサイトで議案に対する賛否をご入力いただき、ご送信ください。

行使期限 2021年6月23日（水曜日）午後5時30分まで

◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、事業報告の「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況」、「会社の支配に関する基本方針」、連結計算書類の「連結注記表」および計算書類の「個別注記表」につきましては、法令および定款の規定に基づき、当社ウェブサイト（<https://www.araya-kk.co.jp>）に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。なお、本招集ご通知添付書類および上記ウェブサイト掲載書類は、監査等委員会が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査をした書類であります。

◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.araya-kk.co.jp>）において、修正後の事項を掲載させていただきます。

<インターネットによる議決権行使のお手続きについて>

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、スマートフォンまたはパソコンから議決権行使ウェブサイトへアクセスいただき、画面の案内にしたがって行使していただきますようお願いいたします。

議決権行使期限 2021年6月23日（水曜日）午後5時30分まで

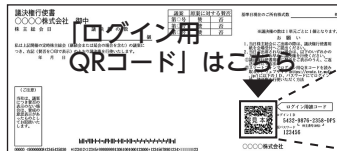


スマートフォンの場合 QRコードを読み取る方法

「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、「ログインID」および「仮パスワード」が入力不要でログインいただけます。

※下記方法での議決権行使は1回に限ります。

1. QRコードを読み取る



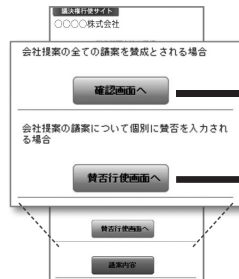
議決権行使書副票（右側）

お手持ちのスマートフォンにて、同封の議決権行使書副票（右側）に記載の「ログイン用QRコード」を読み取る。

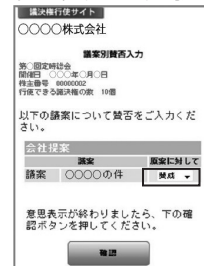


2. 議決権行使方法を選ぶ

議案賛否方法の選択画面が表示されるので、議決権行使方法を選ぶ。



3. 各議案の賛否を選択



画面の案内に従って各議案の賛否を選択

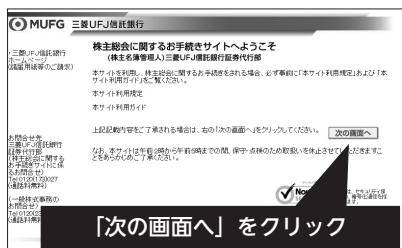
画面の案内にしたがって行使完了です。

二回目以降のログインの際は…
右頁の記載のご案内に従ってログインしてください。

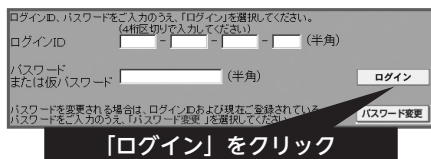


ログインID・仮パスワードを入力する方法

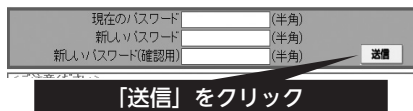
1. 議決権行使ウェブサイト
にアクセスする



2. お手元の議決権行使書用紙の
副票（右側）に記載された「ログイン
ID」および「仮パスワード」を入力



3. 「新しいパスワード」と
「新しいパスワード（確認用）」
の両方を入力



以降は画面の案内にしたがって賛否を
ご入力ください。

議決権行使ウェブサイト
<https://evote.tr.mufg.jp/>



ご注意事項

- 株主さま以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主さまには、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。
- 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い
 (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
 (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。またパソコン、スマートフォンとで重複して議決権を行使された場合も、同様に最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主さまのご負担となります。

【議決権行使サイトの操作方法に関するお問い合わせについて】

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

 0120-173-027

（通話料無料、受付時間：9：00～21：00）

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当期の期末配当金につきましては、安定的かつ継続的な配当を行う当社の基本方針に基づき、当期の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして、下記のとおり1株につき45円とさせていただきたいと存じます。

これにより、当期の年間配当金は、先に実施しました中間配当金20円を含め、1株につき65円となります。

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき 45 円、総額 250,539,930 円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2021年6月25日

第2号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員であるものを除く。）全員（6名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員であるものを除く。）6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会から、各候補者について審議した結果、特段指摘すべき事項はないとの意見表明を受けております。

取締役（監査等委員であるものを除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位および担当	取締役会への出席状況
1	いの うえ とも じ 井 上 智 司 再任	代表取締役社長	100 % (16回中16回)
2	きた むら てつ や 北 村 哲 也 再任	代表取締役常務 製造本部長 兼 品質管理統括 兼 名古屋工場長 兼 安全衛生推進部長	100 % (16回中16回)
3	はま だ てつ ひろ 浜 田 哲 洋 再任	常務取締役 管理本部長 兼 総務部長	100 % (16回中16回)
4	まつ お まさ や 松 尾 政 哉 再任	常務取締役 営業本部長 兼 鋼管営業部長 兼 海外事業部長	100 % (16回中16回)
5	いち かわ けい じ 市 川 圭 司 再任	取締役 関西工場長 兼 山中工場長 兼 関西工場 管理部長	100 % (16回中16回)
6	おお さこ かず お 大 迫 一 生 再任 社外 独立	取締役	100 % (13回中13回)

- (注) 1. 大迫氏の取締役会への出席状況は、2020年6月25日以降の同氏が取締役に就任した後に開催された取締役会への出席状況であります。
2. 当社は、取締役の職務遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、有用な人材を迎えることができるよう、取締役全員を被保険者として、会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、本議案が原案どおり承認され、取締役に就任した場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について補填することとされています。
- ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。
- なお、各候補者の任期途中である2022年4月1日に当該保険契約を更新する予定であります。

候補者番号

1

いの うえ

井上

とも じ

智司

(1952年7月13日生)

再任

所有する当社の株式数 8,300株

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

●略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1973年 4 月 当社入社
- 2012年 6 月 当社取締役
- 2015年 6 月 当社常務取締役
- 2018年 6 月 当社代表取締役社長
現在に至る

取締役候補者とした理由

井上智司氏は、取締役としてふさわしい人格・見識を備えており、経営トップとして卓越した手腕を発揮し、代表取締役社長として、重要な業務執行および経営の意思決定・監督を適切に行ってまいりました。

以上の実績および当社の取締役選定基準に基づき検討した結果、当社の経営理念を実現し、また当社グループの持続的成長および中長期的な企業価値の向上に貢献できると判断し、引続き取締役候補者としたしました。

(注) 井上智司氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者番号

きた むら

てつ や

2

北村

哲也

(1958年12月18日生)

再任

所有する当社の株式数 3,100株

●略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1982年 4月 当社入社
- 2012年 6月 当社技術本部 生産技術部長
- 2013年 1月 当社技術本部 技術開発部長 兼 生産技術部長
- 2016年10月 当社名古屋工場長
- 2017年 6月 当社取締役 名古屋工場長
- 2018年 4月 当社取締役 関西工場長
- 2019年 4月 当社取締役 関西工場長 兼 安全衛生推進部長
- 2019年 8月 当社取締役 関西工場長 兼 安全衛生推進部長
兼 関西工場管理部長
- 2019年11月 当社取締役 関西工場長 兼 安全衛生推進部長
兼 関西工場 管理部長 兼 関西工場 製造部長
- 2020年 6月 当社代表取締役常務 製造本部長 兼 品質管理統括
兼 安全衛生推進部長
- 2021年 2月 当社代表取締役常務 製造本部長 兼 名古屋工場長
兼 品質管理統括 兼 安全衛生推進部長
現在に至る

取締役候補者とした理由

北村哲也氏は、取締役としてふさわしい人格・見識を備えており、製造部門における豊富な経験と知識を有し、製造部門および安全衛生推進部を管掌する取締役として、重要な業務執行および経営の意思決定・監督を適切に行ってまいりました。

以上の実績および当社の取締役選定基準に基づき検討した結果、当社の経営理念を実現し、また当社グループの持続的成長および中長期的な企業価値の向上に貢献できると判断し、引き続き取締役候補者としたしました。

(注) 北村哲也氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者番号

3

はま だ
浜田

てつ ひろ
哲洋

(1960年1月20日生)

再任

所有する当社の株式数 3,000株

募集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

●略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 2013年1月 当社入社
アラヤ特殊金属株式会社 取締役
管理本部長 兼 総務部長 兼 審査部長
兼 情報システム部長
- 2016年5月 アラヤ特殊金属株式会社 取締役
管理本部長 兼 総務部長 兼 経理部長 兼 審査部長
兼 情報システム部長
- 2017年5月 当社管理本部 総務部長
- 2017年6月 当社取締役 管理本部 総務部長
- 2019年4月 当社取締役 管理本部長 兼 総務部長
- 2020年6月 当社常務取締役 管理本部長 兼 総務部長
現在に至る

取締役候補者とした理由

浜田哲洋氏は、取締役としてふさわしい人格・見識を備えており、管理部門における豊富な経験と知識を有し、管理部門を管掌する取締役として、重要な業務執行および経営の意思決定・監督を適切に行ってまいりました。

以上の実績および当社の取締役選定基準に基づき検討した結果、当社の経営理念を実現し、また当社グループの持続的成長および中長期的な企業価値の向上に貢献できると判断し、引続き取締役候補者としたしました。

(注) 浜田哲洋氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者番号

4

まつ お

松尾

まさ や

政哉

(1968年12月14日生)

再任

所有する当社の株式数 2,600株

●略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1992年 4 月 当社入社
- 2009年 4 月 当社鋼管営業部 東京営業所長
- 2018年 6 月 当社取締役 鋼管営業統括部長 兼 東京営業所長
PT.アラヤ スチール チューブ インドネシア 業務管掌
- 2019年 4 月 当社取締役 営業本部長 兼 鋼管営業部長
兼 海外事業部長 兼 鋼管営業部 東京営業所長
PT.アラヤ スチール チューブ インドネシア 業務管掌
- 2020年 6 月 当社常務取締役 営業本部長 兼 鋼管営業部長
兼 海外事業部長
現在に至る

取締役候補者とした理由

松尾政哉氏は、取締役としてふさわしい人格・見識を備えており、営業部門および海外事業部門における豊富な経験と知識を有し、営業部門および海外事業部門を管掌する取締役として、重要な業務執行および経営の意思決定・監督を適切に行ってまいりました。

以上の実績および当社の取締役選定基準に基づき検討した結果、当社の経営理念を実現し、また当社グループの持続的成長および中長期的な企業価値の向上に貢献できると判断し、引続き取締役候補者といたしました。

(注) 松尾政哉氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

候補者番号

5

いち かわ

市川

けい じ

圭司

(1968年7月13日生)

再任

所有する当社の株式数 2,100株

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

●略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1991年4月 当社入社
- 2016年6月 当社関西工場 管理部長
- 2018年6月 当社取締役 関西工場 管理部長
- 2019年8月 当社取締役 千葉工場長
- 2020年6月 当社取締役 関西工場長 兼 関西工場 管理部長
兼 関西工場 製造部長
- 2021年2月 当社取締役 関西工場長 兼 山中工場長
兼 関西工場 管理部長
現在に至る

取締役候補者とした理由

市川圭司氏は、取締役としてふさわしい人格・見識を備えており、管理部門における豊富な経験と知識を有し、関西工場および山中工場を管掌する取締役として、重要な業務執行および経営の意思決定・監督を適切に行ってまいりました。

以上の実績および当社の取締役選定基準に基づき検討した結果、当社の経営理念を実現し、また当社グループの持続的成長および中長期的な企業価値の向上に貢献できると判断し、引続き取締役候補者としたしました。

(注) 市川圭司氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

●略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1986年 4月 日興証券株式会社 入社
- 2001年 3月 株式会社グッドウィル・グループ(現テクノプロHD) 入社
- 2003年 6月 同社執行役員 広報IR部長
- 2009年12月 株式会社アイセイ薬局 入社
- 2012年 3月 同社執行役員 広報・IR室室長
- 2013年 6月 同社取締役 管理本部本部長
- 2014年 7月 同社取締役 マーケティング本部本部長
- 2015年10月 株式会社ヒューマントラスト 入社
同社執行役員 管理本部本部長
(株式会社ネオトラスト 取締役社長兼務)
- 2019年 7月 株式会社TS工建 入社
同社社長室室長
- 2020年 6月 当社社外取締役
現在に至る

社外取締役候補者とした理由および期待される役割等

大迫一生氏は、豊富な経営経験や広報・IR、M&A実務等における幅広い知識を有しており、その見識を活かし、社外取締役として、独立、公正な立場から取締役会の審議に積極的に参画・必要に応じて経営上有用な発言を行う等その役割を適切に果たしております。

以上の実績および当社の取締役選定基準に基づき検討した結果、当社の経営理念を実現し、また当社グループの持続的成長および中長期的な企業価値の向上に向け、経営に対する様々な助言や意見が期待されることから引続き社外取締役候補者といたしました。

なお、同氏は任意の委員会である役員報酬委員会の委員も務めております。

- (注) 1. 大迫一生氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 大迫一生氏は社外取締役候補者であります。
なお、当社は大迫一生氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
3. 大迫一生氏の当社社外取締役（監査等委員であるものを除く。）としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって1年となります。
4. 大迫一生氏は当社定款に基づき、当社との間で法令に定める額を限度として賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、大迫一生氏の再任が承認された場合、同様の責任限定契約を締結する予定であります。

ご参考：取締役のスキルについて（本総会において各候補者が選任された場合）

	氏 名		企業経営 経営戦略	営業・販売	製造・技術	財務・会計 資本政策	人事・ 人材開発	法務・ リスク管理	他業種知見
取 締 役	井 上 智 司		●	●		●		●	
	北 村 哲 也		●		●				
	浜 田 哲 洋		●			●	●	●	
	松 尾 政 哉		●	●					
	市 川 圭 司		●		●		●		
	大 迫 一 生	(社外)	●			●			●
監 査 等 委 員	安 仲 勤		●		●				
	夏 住 要一郎	(社外)						●	●
	西 尾 宇一郎	(社外)				●			●

以 上

招 集 ご 通 知

株 主 総 会 参 考 書 類

事 業 報 告

連 結 計 算 書 類

計 算 書 類

監 査 報 告 書

事業報告

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により景気は加速度的に悪化しました。感染拡大防止と経済活動との両立を図る動きの中において、景気は持ち直しの兆候が見られるものの感染再拡大の懸念も根強く、経済活動は抑制を余儀なくされております。

このような情勢のもと、当社グループも売上高の減少を余儀なくされる中、収益の確保に向け、販売製品の価格是正を進め、主力の鋼管事業を中心に様々な顧客ニーズに柔軟かつ迅速な対応を図るよう積極的な営業展開を実施するとともに、製品の安定供給に努め、設備稼働率の向上とコスト削減に努力しました。

この結果、当連結会計年度の売上高は36,504百万円（前年度比11.1%減）、営業利益713百万円（前年度比44.1%減）、経常利益956百万円（前年度比34.7%減）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は1,284百万円（前年度比81.7%増）となりました。

事業別の概況は、次のとおりであります。

〔鋼管関連事業〕

普通鋼製品につきましては、自動車向けを中心に鋼材需要が回復し、鋼材価格の上昇を招きました。また、建築関連では電子商取引（E C）市場の拡大に伴う物流倉庫等の需要は堅調に推移しているものの、住宅やその他の中小型物件等は引き続き低調に推移しました。

ステンレス鋼製品につきましては、これまで好調だった食品・飲料等の設備関連が低調な動きとなり、5G普及による通信需要増加の期待感の高かった半導体関連においても回復には至らなかった一方で、水処理関連は年間を通じて比較的堅調に推移しました。また、ステンレス原料の値上がりを受け、ステンレス製品の販売価格の是正に努めました。

この結果、当事業の売上高は35,499百万円（前年度比11.4%減）、営業利益は250百万円（前年度比75.2%減）となりました。

〔自転車関連事業〕

国内の自転車業界につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大を受け、生活様式の変化、通勤通学としての公共交通機関からの代替手段や、密を避けるレクリエーションアイテムとしてスポーツ自転車の需要が日本だけでなく世界的にも急速に高まりました。しかし、この急速な需要増加により自転車部品の供給量が不足し、世界規模で供給が需要に追いつかない状況が続いています。

このような状況のなかで、「アラヤ」および「ラレー」ブランドのスポーツ用自転車についても部品供給遅延が足かせとなったものの、販売数量の確保を最優先に努めました。また、入門用スポーツ自転車として販売を開始したアラヤブランドの「Muddy Fox」クロスバイク・マウンテンバイクは、好調に推移しました。

この結果、当事業の売上高は425百万円（前年度比1.3%減）、営業損失は66百万円（前年度は営業損失203百万円）となりました。

〔不動産等賃貸事業〕

不動産等賃貸収入につきましては、東京都大田区の地代収入を中心に、東京都江東区の自社ビル「アラヤ清澄白河ビル」の賃貸収入や大阪府茨木市の地代収入、関西工場リム工場跡地の地代収入など、安定した業績をあげております。

この結果、当事業の売上高は568百万円（前年度比10.2%増）、営業利益は491百万円（前年度比13.1%増）となりました。

事業別売上高

区 分	前連結会計年度 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)		当連結会計年度 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで)		前年度比	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	増減率
	百万円	%	百万円	%	百万円	%
鋼管関連事業	40,087	97.7	35,499	97.2	△4,588	△11.4
自転車関連事業	431	1.1	425	1.2	△5	△1.3
その他の事業	527	1.2	580	1.6	52	10.2
合 計	41,046	100.0	36,504	100.0	△4,541	△11.1

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は686百万円であり、主なものは次のとおりであります。

- ・当社 関西工場 鋼管関連事業 既存造管ラインの更新

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	年 度	2017年度 第154期	2018年度 第155期	2019年度 第156期	2020年度 (当連結会計年度) 第157期
売 上 高 (百万円)		39,736	43,256	41,046	36,504
経 常 利 益 (百万円)		2,283	2,235	1,464	956
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)		1,576	1,502	706	1,284
1株当たり当期純利益		285円03銭	271円75銭	126円88銭	230円65銭
総 資 産 (百万円)		43,809	46,369	46,166	45,572
純 資 産 (百万円)		24,624	25,246	24,823	26,218

- (注) 1. 2017年10月1日を効力発生日として、普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施しております。第154期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。
2. 『税効果会計に係る会計基準』の一部改正（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を第155期の期首から適用しており、第154期の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	年 度	2017年度 第154期	2018年度 第155期	2019年度 第156期	2020年度 (当事業年度) 第157期
売 上 高 (百万円)		21,751	22,020	21,663	19,147
経 常 利 益 (百万円)		1,175	1,513	609	1,176
当 期 純 利 益 (百万円)		798	709	255	882
1株当たり当期純利益		144円47銭	128円32銭	45円91銭	158円41銭
総 資 産 (百万円)		29,829	30,116	29,433	30,521
純 資 産 (百万円)		18,174	17,928	16,962	18,534

- (注) 1. 2017年10月1日を効力発生日として、普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施しております。第154期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。
2. 『税効果会計に係る会計基準』の一部改正（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を第155期の期首から適用しており、第154期の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

(5) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、いち早く感染症抑え込みに成功した中国をはじめ、各国政府による景気回復策が奏功し、それに伴う国内の輸出関連企業等の業績改善が見込まれるものの、ワクチン接種の遅れによる個人消費やコロナ禍で打撃を受けた内需関連企業の回復には時間を要するものと思われまます。

鋼管業界におきましては、拡大を続けた自動車関連において世界的な半導体不足が懸念される等の不安材料はあるものの、住宅関連などの内需の回復も見込まれ、鋼管製品の需要は底堅いものと予想されます。

当社グループでは、「中期経営計画（2023）」に基づき、【モノづくりへのこだわりで世の中の課題をカタチに変える】をテーマに、今後3年間で「今後の成長と発展に向けた基礎固めの期間」と位置付け、創業以来100年を超える伝統と蓄積を生かしつつ、新たな時代の持続的成長に向けた体制の構築と企業体質の強化のため、「変化」と「変革」により事業の抜本的な見直しを図り、モノづくりの原点である世の中のニーズに応え、社会の発展に資する企業への成長を目指してまいります。

(6) 主要な事業内容（2021年3月31日現在）

- ① 鋼管関連事業
鋼管、型鋼および各種金属製品の製造、加工ならびに販売
- ② 自転車関連事業
 - ・「アラヤ」ブランドの自転車用リム等の製造、加工ならびに販売
 - ・「アラヤ」および「ラレー」ブランドのスポーツ用自転車の製造、販売

(7) 主要な営業所及び工場 (2021年3月31日現在)

① 当社の主要な営業所及び工場

本 社 大阪市中央区南船場二丁目12番12号
営 業 所 営業本部 (大阪市)
東京営業所・鋼管営業 (東京都江東区)
名古屋営業所・鋼管営業 (名古屋市)
工 場 関西工場 (大阪市)、名古屋工場 (名古屋市)、
千葉工場 (千葉県酒々井町)、山中工場 (石川県加賀市)

② 子会社の主要な営業所及び工場

アラヤ特殊金属株式会社
本社 (大阪市)、東京支店、名古屋支店、福岡支店、東北営業所 (宮城県)、
静岡営業所、広島営業所、四国営業所 (香川県)
大栄鋼業株式会社 (大阪府岸和田市)
ステンレスパイプ工業株式会社
本社 (大阪府堺市)、東京営業所
P.T.パブリック アラヤ インドネシア (インドネシア共和国)
PT.アラヤ スチール チューブ インドネシア (インドネシア共和国)

(8) 従業員の状況 (2021年3月31日現在)

事業区分	従業員数	前年度比
鋼管関連事業	445名	10名増
自転車関連事業	7名	2名減
その他の事業	7名	1名減
全社(共通)	51名	7名減
合 計	510名	増減なし

(注) 1. 全社(共通)として記載されている従業員数は、特定の事業に区分できないものであります。
2. 従業員数には、再雇用、派遣社員等は含んでおりません。

(9) 重要な子会社の状況 (2021年3月31日現在)

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
アラヤ特殊金属株式会社	300百万円	100.0%	鋼管及び各種金属製品の販売
大栄鋼業株式会社	10百万円	100.0%	鋼管製品の製造、加工
ステンレスパイプ工業株式会社	100百万円	51.5%	鋼管製品の製造、加工ならびに販売
P.T.パブリック アラヤ インドネシア	7,200千米ドル	99.9%	自転車用リムの製造、販売
PT.アラヤ スチール チューブ インドネシア	15,000千米ドル	90.0%	鋼管製品の製造、加工ならびに販売

② 特定完全子会社の状況

特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(10) 主要な借入先及び借入額 (2021年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社三菱UFJ銀行	1,822 百万円
株式会社北國銀行	1,618
株式会社りそな銀行	1,064
株式会社みずほ銀行	948

2. 会社の株式に関する事項 (2021年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 16,000,000 株
 (2) 発行済株式の総数 6,045,326 株
 (3) 株主数 3,849 名 (単元未満株主数を含む)
 (4) 大株主 (上位 10 名)

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	304 千株	5.46 %
THE HONGKONG AND SHANGHAI BANKING CORPORATION LIMITED – HONGKONG PRIVATE BANKING DIVISIONCLIENT A/C 8028–394841	291	5.22
株式会社北國銀行	258	4.64
株式会社三菱UFJ銀行	258	4.64
加賀商工有限会社	210	3.77
株式会社りそな銀行	209	3.76
阪和興業株式会社	177	3.18
株式会社みずほ銀行	157	2.83
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	141	2.54
新家正彦	128	2.30

- (注) 1. 持株比率は、自己株式 (477,772 株) を控除して計算しております。
 2. 当社保有の自己株式を除く上位10名を記載しております。

3. 当社の会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

(2021年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	井 上 智 司	
代表取締役常務	北 村 哲 也	製造本部長 兼 品質管理統括 兼 名古屋工場長 兼 安全衛生推進部長
常 務 取 締 役	浜 田 哲 洋	管理本部長 兼 総務部長
常 務 取 締 役	松 尾 政 哉	営業本部長 兼 鋼管営業部長 兼 海外事業部長
取 締 役	市 川 圭 司	関西工場長 兼 山中工場長 兼 関西工場 管理部長
取 締 役	大 迫 一 生	
取 締 役 (常勤監査等委員)	安 仲 勤	
取 締 役 (監 査 等 委 員)	夏 住 要一郎	弁護士 弁護士法人色川法律事務所 エグゼクティブアドバイザー
取 締 役 (監 査 等 委 員)	西 尾 宇一郎	公認会計士 税理士 関西学院大学専門職大学院経営戦略研究科 教授 ザ・パック株式会社 社外取締役 ケイミュー株式会社 社外監査役

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

- (注) 1. 取締役 大迫一生、夏住 要一郎及び西尾 宇一郎の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、当社は、全員を東京証券取引所が規定する独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 日常的な情報収集及び内部監査部門との連携等により得られた情報を監査等委員全員で共有することを通じて、監査等委員会の監査・監督機能の実効性を高めるため、安仲 勤氏を常勤の監査等委員として選定しております。
3. 監査等委員である取締役 夏住 要一郎氏は、弁護士の資格を有しており、法律面に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査等委員である取締役 西尾 宇一郎氏は、公認会計士および税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 2020年6月25日開催の第156期定時株主総会終結の時をもって、取締役 上村恵一氏、安仲 勤氏、澤 保氏、内藤常美氏および監査等委員である取締役 笠間司朗氏は任期満了により退任いたしました。また、同日付で大迫一生氏が取締役に、安仲 勤氏が監査等委員である取締役に、それぞれ就任しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役全員と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役および執行役員を被保険者として会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険（D&O）契約を締結しております。

保険料は、特約部分を含め会社が全額を負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

当該保険契約では、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について補填することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。

当該保険契約には免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については補填の対象としないこととされています。

(4) 取締役の報酬等の額

①取締役個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」という。）を定めており、その概要は下記のとおりです。

・確定額報酬等の額または算定方法

取締役（監査等委員であるものを除く。）の個人別の報酬額については、「取締役報酬等の基本規程」に基づいて、取締役の職務遂行の困難さ、取締役の責任の重さ、会社の業績、社員給与とのバランス、取締役報酬の世間水準を総合的に勘案し、株主総会で決議された総額の範囲内で決定しております。

なお、取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬は、確定額報酬のみとし、「月額報酬」および「役員賞与」で構成しております。（使用人兼務取締役については、使用人分給与を支給しております。）また、「月額報酬」については毎月支給し、「役員賞与」については原則6月および12月の年2回支給しております。

・決定方針の決定方法

決定方針を決定するにあたっては、任意の諮問委員会である役員報酬委員会の答申を得て、同答申に基づき、取締役会において決定しております。

②取締役および監査等委員の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬総額は、2016年6月28日開催の第152期定時株主総会において年額207百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議されております。当該定時株主総会終結時点での取締役（監査等委員であるものを除く。）の員数は9名です。

監査等委員である取締役の報酬総額は、2016年6月28日開催の第152期定時株主総会において年額39百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。

③取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長井上智司が取締役（監査等委員であるものを除く。）の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。

その権限の内容および裁量の範囲は、株主総会で決議されました総額（207百万円以内）の範囲内における取締役（監査等委員であるものを除く。）の個別の報酬額等（月額報酬および役員賞与）の決定であります。これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役（監査等委員であるものを除く。）の評価を行うには代表取締役が最も適しているからであります。

また、取締役会は、当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう役員報酬委員会規程に基づき、取締役（監査等委員であるものを除く。）個別の報酬額等につき、任意の諮問委員会である役員報酬委員会に報酬額案を諮問し、同委員会の答申に基づき、代表取締役社長が取締役（監査等委員であるものを除く。）個別の報酬額等を決定する等の措置を講じており、当該手続きを経て取締役（監査等委員であるものを除く。）の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

④取締役の報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取 締 役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	110 (5)	110 (5)	—	—	10名 (1名)
取 締 役 (監 査 等 委 員) (うち社外取締役)	29 (15)	29 (15)	—	—	4名 (2名)
合 計	139	139	—	—	14名

- (注) 1. 取締役の報酬等の額及び摘要欄の報酬限度額には、使用人兼務取締役の使用人給与相当額は含めておりません。
2. 報酬等の額には、当事業年度に係る役員賞与相当額の繰入額10百万円（取締役（監査等委員を除く）8百万円、取締役（監査等委員）2百万円）を含めております。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である法人等と当社との関係

区 分	氏 名	兼 職 先	兼職内容	当該他の法人等との関係
社 外 取 締 役 (監 査 等 委 員)	西 尾 宇一郎	ザ・パック株式会社	社外取締役	当社とザ・パック株式会社との間に特別な関係はありません。
		ケイミュール株式会社	社外監査役	当社とケイミュール株式会社との間に特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	取締役会等における発言状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
社 外 取 締 役	大 迫 一 生	<p>当事業年度の在任期間中開催の取締役会13回のすべてに出席しております。</p> <p>同氏は主に他社の経営経験者としての見地より、取締役会の審議に積極的に参画・必要に応じて経営上有用な発言を行うと共に、取締役会における意思決定を適切に行うことで、経営の監督機能を確保しております。</p>
社 外 取 締 役 (監 査 等 委 員)	夏 住 要一郎	<p>当事業年度開催の取締役会16回および監査等委員会8回のすべてに出席しております。</p> <p>同氏は主に弁護士としての専門的見地より、取締役会の審議に積極的に参画・必要に応じて経営上有用な発言を行うと共に、取締役会における意思決定を適切に行うことで、経営の監査・監督機能を確保しております。</p> <p>また、取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬の決定プロセスに係わる任意の諮問委員会である役員報酬委員会の委員を務めております。</p>
社 外 取 締 役 (監 査 等 委 員)	西 尾 宇一郎	<p>当事業年度開催の取締役会16回および監査等委員会8回のすべてに出席しております。</p> <p>同氏は主に公認会計士としての専門的見地より、取締役会の審議に積極的に参画・必要に応じて経営上有用な発言を行うと共に、取締役会における意思決定を適切に行うことで、経営の監査・監督機能を確保しております。</p> <p>また、取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬の決定プロセスに係わる任意の諮問委員会である役員報酬委員会の委員を務めております。</p>

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 会計監査人としての報酬等の額	28百万円
② 当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	41百万円

(注) 1. 監査等委員会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況および報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について、同意を行っております。

2. ①、②については、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査に対する報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額には金融商品取引法に基づく監査に対する報酬等の額を含めております。

(3) 解任又は不再任の決定の方針

会社法第340条第1項各号に定める事由に該当することなどにより計算関係書類の監査に重大な支障が生じることが合理的に予想されるときは、監査等委員会は、会社法第340条第5項の規定に基づき、全員の同意をもって会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人の職務遂行体制、監査能力、専門性等が当社にとって不十分であると判断したときまたは監査法人を交代することにより当社にとってより適切な監査体制の整備が可能であると判断したときは、監査等委員会は、会計監査人の不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。

(注) 本事業報告の記載金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
I 流動資産	26,599	I 流動負債	13,801
現金及び預金	8,409	支払手形及び買掛金	6,730
受取手形及び売掛金	6,969	電子記録債務	1,439
電子記録債権	4,577	短期借入金	3,486
商品及び製品	4,692	1年内返済予定の長期借入金	319
仕掛品	470	リース債務	42
原材料及び貯蔵品	1,118	未払法人税等	160
その他	427	賞与引当金	341
貸倒引当金	△66	その他	1,281
		II 固定負債	5,552
		長期借入金	2,910
		リース債務	82
		繰延税金負債	369
		役員退職慰労引当金	37
		環境対策引当金	45
		退職給付に係る負債	1,538
		資産除去債務	7
		その他	560
		負債合計	19,354
		純資産の部	
II 固定資産	18,973	I 株主資本	24,122
(1) 有形固定資産	11,698	(1) 資本金	3,940
建物及び構築物	5,205	(2) 資本剰余金	4,629
機械装置及び運搬具	1,785	(3) 利益剰余金	16,247
土地	4,521	(4) 自己株式	△695
リース資産	79	II その他の包括利益累計額	1,912
建設仮勘定	50	(1) その他有価証券評価差額金	2,472
その他	56	(2) 為替換算調整勘定	△417
(2) 無形固定資産	393	(3) 退職給付に係る調整累計額	△142
ソフトウェア	16	III 非支配株主持分	183
リース資産	35	純資産合計	26,218
その他	341	負債純資産合計	45,572
(3) 投資その他の資産	6,881		
投資有価証券	6,519		
繰延税金資産	94		
退職給付に係る資産	29		
その他	238		
貸倒引当金	△0		
資産合計	45,572		

連結損益計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

売上高		36,504
売上原価		30,292
売上総利益		6,212
販売費及び一般管理費		5,499
営業利益		713
営業外収益		
受取利息及び配当金	184	
仕入割引	20	
その他	137	343
営業外費用		
支払利息	40	
その他	60	100
経常利益		956
特別利益		
固定資産売却益	699	
投資有価証券売却益	45	
関係会社清算益	30	
事業構造改善引当金戻入額	167	943
特別損失		
固定資産売却損失	13	
減損損失	101	
固定資産除却損	110	
投資有価証券売却損	18	242
税金等調整前当期純利益		1,656
法人税、住民税及び事業税	257	
法人税等調整額	43	301
当期純利益		1,355
非支配株主に帰属する当期純利益		71
親会社株主に帰属する当期純利益		1,284

連結株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	3,940	4,171	15,436	△695	22,853
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△473		△473
親会社株主に帰属する当期純利益			1,284		1,284
自己株式の取得				△0	△0
連結子会社株式の取得による持分の増減		458			458
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	458	811	△0	1,268
当 期 末 残 高	3,940	4,629	16,247	△695	24,122

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当 期 首 残 高	1,301	△460	△493	348	1,620	24,823
当 期 変 動 額						
剰余金の配当						△473
親会社株主に帰属する当期純利益						1,284
自己株式の取得						△0
連結子会社株式の取得による持分の増減					△1,363	△905
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	1,170	42	350	1,563	△73	1,490
当 期 変 動 額 合 計	1,170	42	350	1,563	△1,437	1,395
当 期 末 残 高	2,472	△417	△142	1,912	183	26,218

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
I 流動資産	13,001	I 流動負債	7,333
現金及び預金	3,460	支払手形	464
受取手形	226	買掛金	1,924
売掛金	4,553	電子記録債権	972
電子記録債権	1,126	短期借入金	2,556
商品及び製品	2,150	1年内返済予定の長期借入金	299
仕掛品	234	リース債務	19
原材料及び貯蔵品	933	未払金	335
前払費用	104	未払費用	119
前払費用	30	未払法人税等	49
その他の貸倒引当金	191	未払消費税等	314
	△10	前受り金	56
		預り金	10
		賞与引当金	191
		設備関係支払手形	17
II 固定資産	17,520	II 固定負債	4,653
1 有形固定資産	7,032	長期借入金	2,100
建築物	4,487	リース債務	48
機械及び装置	195	長期未払金	4
車両運搬具	1,482	繰延税金負債	604
工具・器具・備品	2	退職給付引当金	1,317
土地	46	環境対策引当金	45
リース資産	735	長期預り金	532
建設仮勘定	32	負債合計	11,986
	50	純資産の部	
2 無形固定資産	36	I 株主資本	16,084
ソフトウェア	6	1 資本金	3,940
リース資産	30	2 資本剰余金	4,171
		資本準備金	4,155
		その他資本剰余金	15
3 投資その他の資産	10,451	3 利益剰余金	8,668
投資有価証券	6,433	(1) 利益準備金	860
関係会社株式	2,641	(2) その他利益剰余金	7,807
出資金	0	固定資産圧縮積立金	244
長期貸付金	1,173	別途積立金	5,050
長期前払費用	114	繰越利益剰余金	2,512
前払年金費用	131	4 自己株式	△695
その他の貸倒引当金	15	II 評価・換算差額等	2,450
	△58	その他有価証券評価差額金	2,450
資産合計	30,521	純資産合計	18,534
		負債純資産合計	30,521

損 益 計 算 書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

売 上 高		19,147
売 上 原 価		16,578
売 上 総 利 益		2,569
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,338
営 業 利 益		231
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	947	
そ の 他	101	1,048
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	20	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	58	
そ の 他	23	102
経 常 利 益		1,176
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	1	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	45	
関 係 会 社 清 算 益	30	
事 業 構 造 改 善 引 当 金 戻 入 額	167	245
特 別 損 失		
減 損 損 失	101	
固 定 資 産 除 却 損	110	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	18	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	149	379
税 引 前 当 期 純 利 益		1,042
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	72	
法 人 税 等 調 整 額	88	160
当 期 純 利 益		882

招 集 ご 通 知

株 主 総 会 参 考 書 類

事 業 報 告

連 結 計 算 書 類

計 算 書 類

監 査 報 告 書

株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本										
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金					
						固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当 期 首 残 高	3,940	4,155	15	4,171	860	248	5,050	2,100	8,259	△695	15,676
当 期 変 動 額											
固定資産圧縮積立金の取崩						△3		3	－		－
剰余金の配当								△473	△473		△473
当期純利益								882	882		882
自己株式の取得										△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)											
当 期 変 動 額 合 計	－	－	－	－	－	△3	－	412	408	△0	408
当 期 末 残 高	3,940	4,155	15	4,171	860	244	5,050	2,512	8,668	△695	16,084

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	1,285	1,285	16,962
当 期 変 動 額			
固定資産圧縮積立金の取崩			－
剰余金の配当			△473
当期純利益			882
自己株式の取得			△0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	1,164	1,164	1,164
当 期 変 動 額 合 計	1,164	1,164	1,572
当 期 末 残 高	2,450	2,450	18,534

連結計算書類にかかる会計監査人の監査報告書（謄本）

独立監査人の監査報告書

2021年5月13日

新家工業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中 田 明 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 池 畑 憲 二 郎 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、新家工業株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新家工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書（謄本）

独立監査人の監査報告書

2021年5月13日

新家工業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中 田 明 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 池畑 憲二郎 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、新家工業株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第157期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書（謄本）

監査報告書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第157期事業年度における取締役の職務の執行について、監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月14日

新家工業株式会社 監査等委員会

監査等委員 安 仲 勤 ㊟

監査等委員 夏 住 要一郎 ㊟

監査等委員 西 尾 宇一郎 ㊟

- (注) 監査等委員 夏住 要一郎及び西尾 宇一郎は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

M E M O

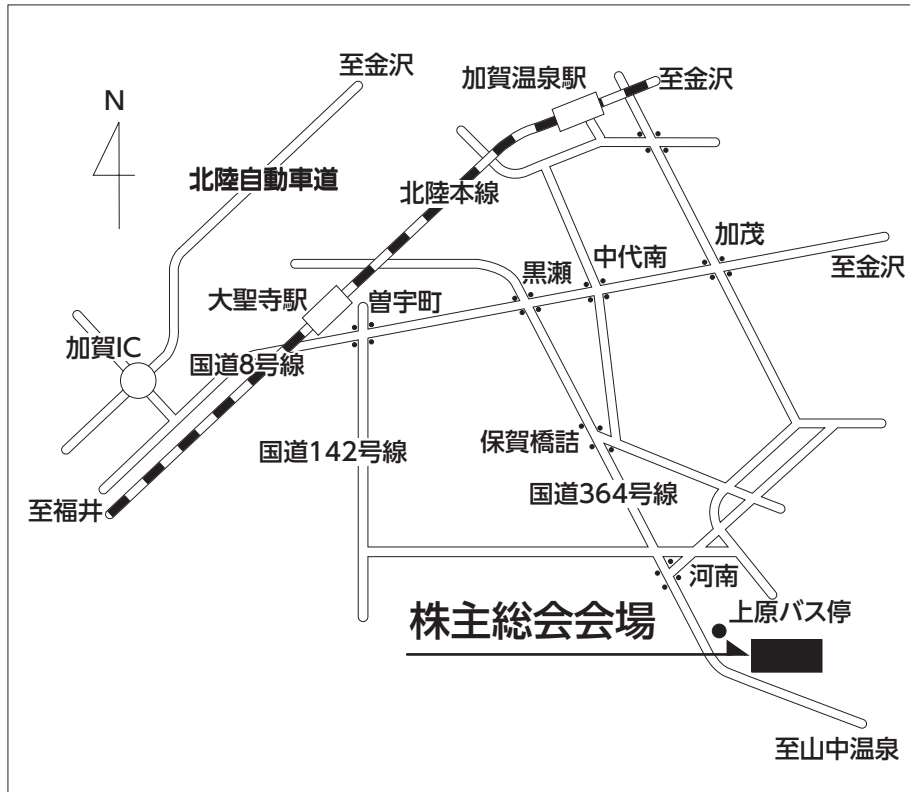
M E M O

M E M O

株主総会会場ご案内略図

会 場

石川県加賀市山中温泉上原町の3
当社山中工場
電話 (0761) 78-0222



交通の
ご案内

JR北陸本線・加賀温泉駅下車
——加賀温泉バス・山中温泉（河南経由）行乗車
——（所要時間約30分）——上原バス停下車——徒歩1分

株主総会ご出席株主様へのお土産の用意はございません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

